

○国有財産法施行令第5条第1項第3号による引継不適當財産について
(国有林野関係)

〔平成25年3月26日
財理第1389号〕

財務省理財局長から各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについて、別添のとおり、農林水産省国有財産総括部局長に通達したので、通知する。

(別添)

国有財産法施行令第5条第1項第3号による引継不適當財産について
(国有林野関係)

〔平成25年3月26日
財理第1389号〕

財務省理財局長から農林水産省国有財産総括部局長宛

国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第2条第1項第2号に規定する国有林野に該当するものについては、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第5条第1項第3号による引継不適當財産として処理することとしたので、了知されたい。